

# JBN REPORT

全国工務店協会

12月号  
Vol.62  
2021



## ◆2022年度(第15期)代議員選挙のお知らせ

本協会の代議員の任期が2022年4月14日をもって満了となります。  
これに先立ち代議員選出規程に基づいて代議員選挙を実施いたします。

代議員選挙の日程	内容
2022年1月6日(木)	選挙の公示
2022年2月7日(月)～26日(土)	立候補届出・受付開始
2022年3月2日(水)	選挙人名簿および立候補名簿公開
2022年3月7日(月)～4月7日(木)	投票(立候補者が定数を超えない場合は無投票当選)
2022年4月14日(木)	選挙結果公開

### 1. 選挙区と代議員定数(代議員選出規程第3条)

**選挙区:**連携団体会員選挙区 および 本部会員選挙区

**定数:**連携団体会員選挙区ごとの代議員定数は、1月1日時点で確認できた当該連携団体の有効正会員数により理事会において定める。本部会員選挙区の代議員定数は、上限を40人とし、その定数は理事会において定める。

### 2. 任期(代議員選出規程第4条)

選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

### 3. 選挙人の資格(代議員選出規程第6条)

2022年1月1日現在の正会員および関連事業者会員で会費納入済みの者とする。

### 4. 被選挙人の資格(代議員選出規程第7条)

2022年1月1日現在において、正会員および関連事業者会員として入会確認をされたものでなければならない。

### 5. 代議員の選出手続き(代議員選出規程第15条)

代議員に立候補しようとする者は、受付期間内に、選挙管理委員会が定める書類を委員会に提出しなければならない。代議員立候補者が、定数を超えない場合には、その代議員立候補者は、投票を行わずに無投票当選とする。

## ◆委員会報告

情報調査委員会 // 10月13日(水) 13:30~17:00

場所 JBN会議室およびオンライン 参加者 30名

### ●長期優良住宅認定基準の見直しについて

2018年から長期優良住宅の制度のあり方等の検討会が開かれ、2021年5月に長期優良住宅法が改正されました。具体的な認定基準の見直しは、「長期優良住宅認定基準の見直しに関する検討会」で検討され、2022年2月頃に施行される予定です。改正内容・検討内容の概要は下記の通りです。

#### ①認定対象の拡大

- 共同住宅について、管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更（住棟認定の導入）

#### ②認定手続きの合理化

- 住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施

#### ③災害配慮基準の導入

- 認定基準に災害リスクに配慮する基準の追加（災害の危険性が特に高いエリアを認定対象から除外等）

#### ④建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設

- 新築・増改築を伴わない既存住宅の認定をするための認定基準を新たに創設

#### ⑤認定基準に係る省エネ対策の強化（長期優良住宅）

- 断熱等性能等級5を新設予定（断熱性能をZEH水準の基準に引き上げ）
- 一時エネルギー消費量等級6を新設予定（一時エネルギー消費性能にZEH水準の基準を追加）

#### ⑥住宅性能表示の省エネ対策に係る上位等級の創設

- ZEH水準を上回る等級を、今後に検討の上、位置付け。

#### ⑦共同住宅等に係る規模の基準の合理化

- 単身世帯の都市居住型誘導居住面積水準（40m<sup>2</sup>）を標準の基準とする。

### ●脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会について

2050年カーボンニュートラルに向けて、中長期的に住宅・建築物における省エネ対策と再生可能エネルギーの利用拡大について、国土交通省、環境省、経済産業省連携で検討され、取りまとめの資料は国土交通省のHPに掲載されています。

## ◆セミナー開催報告

外構デザインセミナー // 10月29日(金) 15:00~17:00

場所 AP市ヶ谷6階 C会議室 参加者 6名

株式会社HMG Planning Office代表取締役 星秀樹様をお呼びして、「『建物と外構』の同時設計による暮らしのライフスタイルデザイン」をテーマにご講演いただきました。今回お話をされた内容は「家と外構をつなぐデザイン」、「外構で施工の心をつかむ3つのポイント」、「建物と外構の一体設計成功ビルダー事例紹介」の3つになります。

工務店にとって庭は苦手意識を持っており、外構をほかの事業者に外注しているのが現状です。その結果、外構の利益率が極端に低く、似たような住宅が量産されてしまい、差別化で

取りまとめの概要は下記の通りです。

#### 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みの基本的な考え方

##### ①2050年に目指すべき住宅・建築物の姿

省エネ ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能<sup>※1</sup>を確保される

再エネ 導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる  
※1 ストック平均で住宅については一時エネルギー消費量を省エネ基準から20%程度削減されている状態

##### ②2030年に目指すべき住宅・建築物の姿

省エネ 新築される住宅建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能<sup>※2</sup>が確保される

再エネ 新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入される  
※2 住宅：強化外皮基準および再生可能エネルギーを除いた一時エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から20%削減

#### 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みの進め方（家庭・業務部門）

##### ①省エネ性能の底上げ

- 住宅を含む省エネ基準適合義務化2025年度、技術力向上支援

##### ②省エネ性能のボリュームゾーンのレベルアップ

- 長期優良住宅等の認定基準をZE・ZEB基準の水準の性能に引き上げ、整合させる

##### ③より高い省エネ性能を実現するトップアップの取り組み

- ZEH+やLCCM住宅などの取り組み促進

##### ④機器・建材トップランナー制度の強化等による機器・建材の性能向上

##### ⑤省エネ性能表の取り組み

##### ⑥既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方

- 部分断熱改修、省エネ改修の促進、建て替え誘導、省エネ改修に対する支援の継続・拡充 等

検討会では大きな方向性が示されました。具体的な制度化についての検討は、社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会・建築基準制度部会で議論され、2022年1月頃に取りまとめ予定となっています。

## 工務店における「就業規則」セミナー // 11月2日(火) 13:30~15:30

場所 オンライン 参加者 92名

### ■工務店向け働き方改革セミナーシリーズ第2回目

社会保険労務士法人アスミル 代表の特定社会保険労務士 櫻井好美先生による工務店向け働き方改革セミナーシリーズの第2回目のセミナーを開催いたしました。本セミナーは工務店が今、取り組まなければならない「働き方改革」について3回連続で行っており、今回は働き方改革と労使トラブルに対応した就業規則、服務規律の活用などをわかりやすく解説するセミナーを開催しました。

セミナー冒頭では、労働法の改正による年次有給休暇の年5日取得義務、労働時間の状況把握の実効性確保、賃金請求権の消滅時効の変更、同一労働同一賃金、パワハラ防止措置の義務化、時間外労働の割増賃金率の引き上げ、時間外労働の上限規制を説明いただき、法改正に基づいた就業規則を作成、改訂していかなければならないことを、まずは前回の復習を兼ねて説明していただきました。

続いて就業規則の基本的な記載事項、作成手順について説明いただきました。記載事項については就業時間、休日、賃金規定や退職などについて書かれている絶対的明示事項と退職手当や賞与、表彰や制裁等に関する事項が記載されている相対的明示事項について説明がありました。特に、働きやすい職場環境を作るには相対的明示事項を詳しく記載していく必要があると説明。

また、下記の7つの手順の各説明を行い、手順に沿えば働き方改革に合った就業規則が作れるとお話ししていただきました。

- ①会社にどのような職種、雇用形態が存在しているのかをチェック
- ②職種ごとの労働時間・休日について確認
- ③雇用形態ごとの休職、賞与、慶弔見舞、退職金などの違いを確認
- ④会社のベースとなる正社員就業規則を作成
- ⑤賃金についての検討
- ⑥賃金規定の作成
- ⑦社有車、慶弔見舞金、出張など自社に合った規程を追加

質疑応答の時間では労働時間と残業代についての質問が多く、就業規則に対する会員工務店の关心の高さを感じられました。

最後に櫻井先生は働きやすい職場づくりのためにルールの明確化が必要であり、優先順位を決め、できることから始めることが大事であると参加者にアドバイスをしていただきました。

次回3回目は、12月7日(火)に工務店における「これから の労務管理」をテーマとしたセミナーを実施いたします。

法改正スケジュール	2019年4月 年次有給休暇の年5日取得義務	労働時間の状況把握の実効性確保
	2020年4月 賃金請求権の消滅時効 2年→5年(当面の間は3年)	
	2021年4月 同一労働同一賃金	
	2022年4月 パワハラ防止措置の義務化	
	2023年4月 月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ	
	2024年4月 時間外労働の上限規制(建設業)	

本セミナーは、JBN正会員専用ページ内に期間限定の動画配信をしています。

▼前号・静岡木の家ネットワークの工務店紹介の続き

## 工務店紹介

Introduction of construction companies

### 長期目線の提案で支持集める時流を捉える施策を即実践

平松建築



平松 明展 社長

平松建築の最大の特徴は「お客様の人生に寄添うこと」を明確かつ具体的に掲げていること。「良い家づくりは人生づくり」の理念のもと、性能では長期耐久性を、それに伴い30年後までの光熱費やメンテナンス費を計算した上で、お客様一人一人異なるライフプランを重視して家づくりを計画する取り組みに長年取り組んできました。核となるのは、断熱性による差異を含んだ500件以上の光熱費の実測データ。そこにメンテナンス費などをすべて費用として組み込み、システムを構築してきました。

その裏には、お客様にとって住まいは高額であるからこそ、快適な暮らしの場であるとともに、時を経ても価値ある「資産」にしたいとの考えがあります。

あわせて同社には、今必要な施策にスピード感をもって取り組む側面があります。例えばコロナ禍によるオンライン

対応。昨年はそこに焦点を当て、顧客接点をオンラインにするとともに、バーチャルオフィス化、バーチャル展示場の設置などを行いました。いま一番ホットな取り組みは、社員による動画のライブ配信(YouTubeライブ)。毎週金曜日にお客様からの質問へ回答したり、大工を呼んで焚火トークを行うなど、作り手の顔が見えるユニークな展開も見せています。

このように前向きにチャレンジできるのは、平松さんが「元大工だからこそ、分からないことは常にやってみて判断しようと考えるのも」。下請け時代に、契約優先の住宅業界に疑問を持って創業に至った経緯があり、そのことが常に行動の指針になっています。

## ◆住生活月間イベントと感謝状受領の報告

国土交通省は、住意識の向上を図り、豊かな住生活を実現するため、毎年度10月を「住生活月間」と定めて総合的な啓発活動を展開しています。

今年度は、「『新たな日常』をもっと快適に～『働く・子育て・災害対策・脱炭素』家族とミライがつながる省エネ健康住宅～」をテーマとして、10月16日(土)17日(日)に国立京都国際会館で住まいフェスin京都が開催されました。JBNも出展し、事業内容の紹介を行いました。

住生活月間の行事の一環として、各分野において活躍された個人・団体に対し、功労者表彰が行われ、JBNは熊本県における令和2年7月豪雨における応急仮設住宅の建設に対し、住宅局長から感謝状を贈呈されました。

## ◆JBN正会員向け事業のご紹介

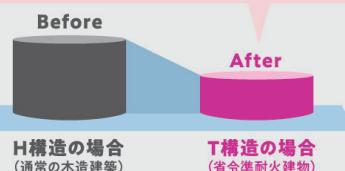
### 省令準耐火構造について

省令準耐火構造の住宅とは、建築基準法に定める準耐火構造に準ずる防火性能をもつ構造として、住宅金融支援機構が定める基準に適合する住宅を言います。

省令準耐火構造の住宅は一般的な木造住宅よりも火災に強く、万一に火災が発生したとしても被害を抑えられやすいというメリットがあります。そのため、火災保険の保険料も割安になります。

保険料例 東京都 保険金額2,000万円 10年間 一括払い(A社の場合)

約50%もお安くなります!



10年一括払いの場合  
1年契約に比べて  
さらに//  
お安くなります!

\*2022年10月以降に契約する保険を対象に、割安な10年の契約を廃止する見通し。

一方で、省令準耐火構造に適合させるためには、さまざまな要件を満たさなければならないため、その分の追加コストが必要となる場合があります。仕様内容を理解し、メリットとデメリットを考慮し、お客様に提案する必要があります。

### 【省令準耐火構造の住宅の特徴】

外部からの延焼防止：外壁および軒裏が防火構造、屋根が不燃材料など

各室防火：室内に面する天井および壁には防火被覆材（石こうボード12mmなど）

他室への延焼遅延：ファイヤーストップ、当木など

住宅金融支援機構の省令準耐火構造の仕様基準では、壁や天井をせっこうボードなどで防火被覆し、柱や梁に容易に着火しないようにすることを求めています。従って、柱が露出する真壁構造や梁を現しにすることはできませんが、JBN仕様の省令準耐火構造は、柱および梁の断面寸法を120mm×120mm以上とすることで、室内側に現しが可能な仕様になっています。

JBN正会員の皆様は講習会を受講し利用資格者に登録することで、どなたでもご利用になれます。ぜひご活用ください。

### セミナー会開催のお知らせ（詳細やお申込み方法の確認はHPの開催案内をご覧ください。）

#### インスペクション・維持管理計画講習会

「家守りにつなげるインスペクションに必要な基礎知識」と「維持管理計画の手法」についての講習会です。

【開催日】福岡 1月14日(金) / オンライン 1月18日(火)  
【時間】15:00～16:30 【受講料】1,000円/人  
【対象】JBN正会員工務店（現場管理、設計、営業担当者）向け  
【講師】ARU田口設計工房 田口 隆一 氏

#### 登録建築大工基幹技能者講習

建設業法の主任技術者の要件の一つ、建築大工の能力評価基準のレベル4になるための必要資格の一つです。

【日時/場所】1月27日(木)～28日(金) / 北海道札幌市、福岡県福岡市

【日時/場所】2月20日(日)～21日(月) / 北海道旭川市、香川県高松市

【時間】9:30～17:00

※最小開催人数に達しない場合、開催を見送る場合があります。

### 刊行物のご案内（刊行物のお申込みはJBNホームページをご覧ください。）



#### 地域工務店の中大規模木造建築事例集

A4版 43ページ

JBN会員による中大規模木造建築の事例をまとめました。福祉施設や事務所、店舗など合計34事例を紹介しています。



#### 中大規模施工施工管理マニュアル&講習会アーカイブ動画の紹介

A4版 77ページ (正会員専用ページの動画アーカイブ: 2021.3.18にて)

(動画および資料がご覧になれます。)

JBNは国土交通省令と2年度環境・ストック活用推進事業の支援により、木造住宅を中心に事業展開する大工・工務店が新たに非住宅木造建築の分野に参入することを想定した、地域工務店向けの「中大規模木造建築物の施工管理マニュアル」を作成しております。PWAで整備されている「構造木工事監理マニュアル」と併せて利用することにより、非住宅建築に求められる安全で高品質な木造建築物が我々の手で確実に施工されることを期待しています。

JBNはさまざまご相談（技術、法律、支援等）をお受けしております。

ホームページ（トップページの最下欄）のお問合せフォームをご利用いただくか、下記へお問合せください。



【発行・お問合せ】

一般社団法人JBN・全国工務店協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階

Tel.03-5540-6678 Fax.03-5540-6679 E-Mail:jbn@jbn-support.jp URL:<http://www.jbn-support.jp>